

## 第1章 第2次計画の策定について

### 1 これまでの経緯

#### (1) 第1次計画の策定

我が国における自殺者数は、平成10年(1998年)に急増し、以降、年間3万人を超える状況が続いていました。

こうした中、自殺(自死)の背景には様々な社会的要因が複雑に関係していることを踏まえ、国や地方自治体等の関係者が相互の緊密な連携の下に総合的・計画的な自殺(自死)対策を推進し、自殺(自死)の防止を図るとともに、自死遺族等に対する支援の充実を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に国において「自殺対策基本法」が制定されました。

本市における自殺者数も全国の状況と同様に、平成10年(1998年)に急増し、以降、年間200人を超える状況が続き、深刻な社会問題となったため、自殺(自死)対策の総合的・計画的な推進が急務となっていました。

そこで、本市では、平成18年(2006年)10月、学識経験者、医療関係者、労働関係者等で構成する「広島市うつ病・自殺予防対策推進協議会」(平成25年(2013年)4月に「広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議」に名称変更)を設置し、うつ病・自殺(自死)対策を総合的に推進するための計画づくりに取り組み、平成20年(2008年)6月に「かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち『ひろしま』」を基本理念として、「広島市うつ病・自殺対策推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。第1次計画の計画期間は、国が定めた「自殺総合対策大綱」(平成19年(2007年)6月策定)における自殺(自死)対策の目標年に合わせ、平成28年度(2016年度)までの9年間としました。

#### (2) 中間見直しの実施

平成24年(2012年)8月に国の自殺総合対策大綱が改定されたことを受け、本市の自殺(自死)の現状や第1次計画の推進状況、社会経済情勢や自殺(自死)をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、平成26年(2014年)11月に第1次計画の中間見直しを行いました。

### 2 計画策定の目的

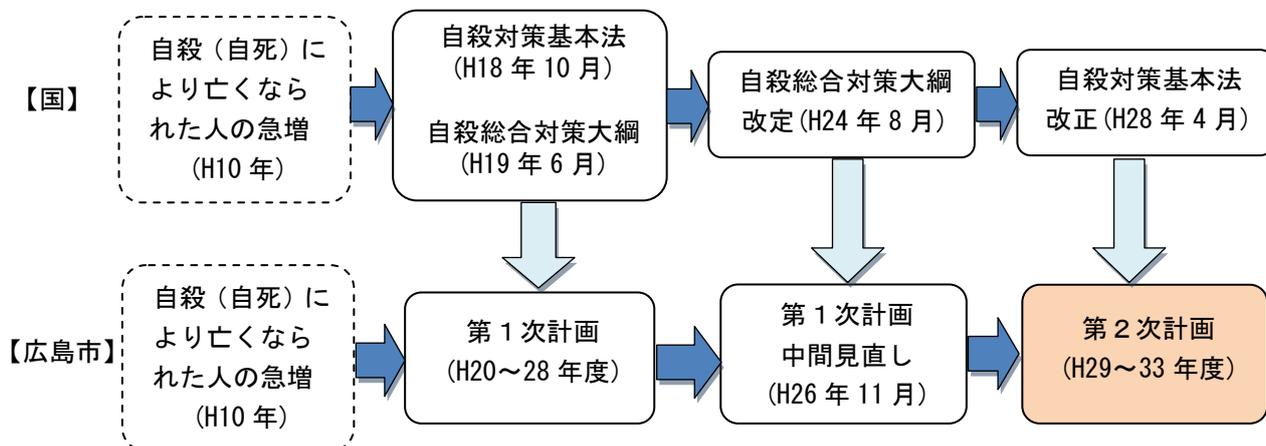
この計画は、「自殺対策基本法」(平成28年(2016年)4月1日改正法施行)及び「自殺総合対策大綱」(平成24年(2012年)8月改定)に即し、市民の自殺(自死)の防止を図るため、今後の本市のうつ病・自殺(自死)に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的に策定するものです。

第1次計画策定以降は、平成19年(2007年)の263人をピークとする本市の自殺者数が減少傾向にあるなど、一定の成果は出ていると考えられますが、一方で、第1次計画の数値目標に達するまでには至っていないことから、第2次計画では第1次計画の基本理念や取組を継承・発展させるとともに、これまでの取組で明らかとなった課題について重点的に取り組み、「かけがえのない命を支え合い、

生きる喜びを分かち合えるまち『ひろしま』～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～」の実現を目指した計画とします。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、国の「自殺対策基本法」（平成28年(2016年)4月1日改正法施行)及び「自殺総合対策大綱」（平成24年(2012年)8月改定）に基づく市町村計画です。



### 4 第2次計画における「自殺」と「自死」の併記の考え方について

国が推進すべき自殺対策の指針として定めた自殺総合対策大綱には、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」との基本認識が示されており、自殺とは個人の自由な意思や選択の結果ではないといふことができます。

こうした中、「自殺」という言葉に「殺す」という文言が含まれることにより遺族が受ける感情的な意味合いから、遺族の心情に配慮した「自死」への言い換えについて、各自治体や関係団体において議論されているところです。

しかしながら、「自死」の表記を全国的に統一して用いているのは、「自死遺族」との表記など遺族に関わる施策を表現する場合のみで、その他で統一された「自殺」と「自死」の使い分けや「自殺」を「自死」に言い換える特段の定めはなく、使用する各自治体や関係団体の判断に委ねられているのが現状です。

本市としては、「自死」という表記は、自殺に対する偏見や差別をなくし、本人の尊厳を守るとともに、遺族の心情に配慮できるものであると考えていますが、市民への定着状況を踏まえ、当面は、「自殺」と「自死」を併記することにはしたいと考えています。

ただし、法律名や国通知文等の引用、「自殺者数」「自殺死亡率」等の統計データ中の表記、その他、「自殺未遂」「自殺願望」等の慣用的に使われ定着している熟語で「自殺」を用いている場合は併記をしないこととします。第2次計画において併記をした文言は以下のとおりです。

- 「自殺」 → 「自殺(自死)」
- 「自殺者」 → 「自殺(自死)で亡くなった人」
- 「自殺対策」 → 「自殺(自死)対策」
- 「自殺対策立案」 → 「自殺(自死)対策立案」
- 「自殺行為」 → 「自殺(自死)行為」
- 「自殺予防」 → 「自殺(自死)予防」
- 「自殺防止」 → 「自殺(自死)防止」
- 「自殺ハイリスク者」 → 「自殺(自死)ハイリスク者」
- 「自殺対策ネットワーク」 → 「自殺(自死)対策ネットワーク」

### ○ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

#### 1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

#### 2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に死体発見時点（正確には認知）で計上している。

#### 3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺（自死）、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺（自死）以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺（自死）の旨訂正報告がない場合は、自殺（自死）に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺（自死）であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。